

宮城県ものづくり中小企業省エネルギー設備投資促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内ものづくり中小企業が原油価格高騰等に伴う物価上昇に対応していくため、性能の優れた省エネルギー設備等の導入により、需要側の燃料・電力の消費抑制を促し、更なるエネルギーコストの削減に向けた取組の支援を目的として、省エネルギー設備等への更新に要する経費について、予算の範囲内で宮城県ものづくり中小企業省エネルギー設備投資促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱において、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者
- (2) 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点を有する者
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - イ 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ロ 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者

(補助金の交付対象等)

第3条 この要綱における補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定める補助対象設備を更新し、省エネルギー化を図る事業とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助金の額等)

第4条 補助事業者に交付する補助金の額及びその補助率は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者

- 3 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。なお、更新を申請する設備ごとに交付決定する場合がある。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の30%以内の変更にあつては、この限りでない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(交付決定前着手)

第10条 補助事業の着手は、原則として交付規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第5号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第11条 規則第10条の報告について、知事が補助事業の遂行状況の報告を求めた場合、補助事業者は、知事が指定する期日までに、様式第6号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第7号によるものとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1ヶ月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第13条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第8号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等(以下「財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

- 2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。
- 3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(成果報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了後において、知事から当該補助事業に係る成果等について報告を求められた場合は、知事が指定する様式により、知事に報告しなければならない。

(成果発表等)

第18条 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の成果等を公表することがある。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

区 分	補助対象設備
ユーティリティ設備	高効率空調, 業務用給湯器, 高性能ボイラ, 低炭素工業炉, 変圧器, 冷凍冷蔵設備, 産業用モータ, 調光制御設備
生産設備	工作機械, プラスチック加工機械, プレス機械, 印刷機械, ダイカストマシン

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)

補助対象経費	内 容
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置等の購入, 据え付け, 既存設備の撤去等に要する経費
工事費	事業に直接必要な配管, 配電等の工事に要する経費
その他経費	事業に直接必要なその他の経費

別表 3 (第 4 条第 1 項関係)

区 分	補助率	補助上限額	補助下限額
ユーティリティ設備	1 / 2 以内	30,000 千円	3,000 千円
生産設備	2 / 3 以内		